

玉野市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」に関する パブリックコメントの実施結果について

1 概要

玉野市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念・基本方針・施策を総合的に定めている計画です。

現在、本市では、判断能力が不十分となり、意思決定することが難しい状態になっても、安心して社会生活が送れるようにするため、地域包括支援センターなどと連携し、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談を進めています。

今後も、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者・障害者が増加することにより、成年後見制度に対する需要が一層高まることは確実であり、引き続き財産管理や日常生活に支障がある人を社会全体で支え合うための重要な手段である成年後見制度の利用を促進するため、6年を1期とする成年後見制度利用促進基本計画を策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、2団体から16件のご意見をいただき、意見募集の概要、お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和2年12月28日（月）～令和3年1月27日（水）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファックス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報紙、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

長寿介護課、市役所2階情報公開室、各市民センター、図書館、すこやかセンター、生涯学習センター

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		2団体（16件）
内 訳	直接持参	0人（0件）
	郵送	0人（0件）
	ファックス	0人（0件）
	電子メール	2団体（16件）

(2) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

①団体 A

<p>1 市民へのわかりやすさと市民参画</p> <p>素案の基本理念には、「健やかで安全・安心に暮らせるまち」が掲げられているほか、国も「地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性」「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を求めています。</p> <p>素案では具体的な数値目標が掲げられておらず、これでは素案最終部分に記載があるPDCA サイクルにおける評価と改善が不十分となってしまいます。「目指すべき姿」を分かりやすく示すとともに、評価可能な形態の計画にしてもらいたいと思います。</p> <p>また、意欲のある玉野市民が、玉野市民のために、生きがいを持って参加できる地域連携ネットワークの構築を要望します。</p>
<p>市の考え方</p> <p>数値目標、目指すべき姿、評価可能な形態については、先行して権利擁護事業を実施してきた県内市町村であれば、積み上げてきた実績、成果を基に新たな KPI（重要業績評価指標）を設定することが可能であると思われまます。</p> <p>しかしながら、本市における成年後見の利用促進の取組は、これから新たに枠組み作り着手していくため、現段階では KPI における評価項目の選定及びそれを数値化することが困難であることから、具体的な数値目標等は定めないこととし、今後の本計画見直しの段階で、国や他の市町村の取組を踏まえた KPI を設定していくことが望ましいと考えています。</p> <p>また、計画策定後の PDCA サイクルに基づく点検及び評価に当たっては、可能な限り客観的な指標である数値、データを収集した上で、それらを基に実施していきます。</p> <p>地域連携会議（玉野市版地域連携ネットワーク）については、本文中「地域の権利擁護、医療、福祉、介護の専門職及び関係団体（略）が情報を共有し、緊密に連携するネットワークを構築します」と定めており、貴会の御意見のとおり、中核機関が地域の意欲ある専門職や関係団体の方々とともに力強く連携し、新たなネットワークを作り上げていきます。</p>

<p>2 現状把握とニーズの掘り起こしについて</p> <p>本来、利用の対象となりうる方々について、制度へなぜ結びついていないのか調査と分析検討が必要です。また、発達障害、高次高機能障害、軽度知的障害など、そもそも福祉的支援に結びついていない埋もれた対象者も多く存在すると考えられます。そうした対象者に対して、しっかりとアウトリーチできるような支援体制構築をお願いいたします。また、障害のある子を持つ親に対して、親亡き後に備えるための成年後見制度の周知を行うよう、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>市の考え方</p> <p>貴会の御意見のとおり、財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず、必要な支援を受けられていない人、また、身体的、精神的</p>

な虐待を受けている人など、権利擁護に関する支援が必要な人を発見し、速やかに必要な支援に結びつけることはとても大切です。

そのため、利用促進リーフレット、パンフレットの作成に当たっては、わかりやすい相談事例、利用事例などを掲載するなど、成年後見制度を身近に感じていただけるように配慮して、広報、相談を進めていきます。

また、「親亡き後」の障害者にとって、長期にわたる意思決定支援、身上保護及び見守りが重要であり、社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要があります。

そこで、貴会の御意見を踏まえ、中核機関が地域連携会議のメンバーとなる障害者相談支援事業者等の関係者と連携し、親亡き後に備えた制度利用を促進していきます。

なお、「親亡き後に備えるための成年後見制度の周知」については、本文【1-1】に追記させていただきます。

3 市民への広報啓発について

玉野市の成年後見制度利用のうち、後見類型が75%となっており、保佐・補助類型を大きく上回っています。判断能力がかなり衰えた状態になってから、やむなく後見制度利用に至っている傾向と推測されます。

市民に対して後見制度の認知や理解が不十分であり、早い段階(つまり判断能力がそこまで落ちていない段階)からの後見制度利用に至っていないように思えます。

可能な限り早期に、任意後見制度や、補助・保佐類型を活用すれば、地域でその人らしい生活がより長期間可能となる効果が期待できます。そのことは、本人や地域のより良い姿に近づけていく事のみならず、市財政的にも効果的です。

広報啓発をより効果的なものにしていくために、市民および支援団体等のより広いネットワークを構築に向けた、旗振り・調整をお願いいたします。

市の考え方

本文第3節「成年後見制度の利用者」の各市の状況のとおり、本市は、掲載する他市と比較して保佐、補助の割合が少なくなっており、判断能力が低下する早期の段階での制度利用が進んでいない状況です。

そうしたことから、本文【1-1】③及び【2-6】に新たな取組を掲げていますが、そのために、本人、その家族及びそれらを取り巻く関係者に的確に広報啓発を進めていく必要があります。

具体的な取組としては、当事者ととともに保健、医療、福祉などの関係する団体、専門職の方々に対して早期の段階で相談、対応が必要なことをパンフレット等で周知・啓発を進めるとともに、新たに構築する地域連携会議を積極的に活用して、貴会の御期待に応えられるように努めます。

なお、本市の現状に関する貴会の御意見については、基本方針1の1現状と課題(2)に追記させていただきます。

4 相談の体制について

親族後見人の場合、平日の日中は仕事をしていることが予想されます。その為、市役所がしまっている時間帯の相談窓口の設置も検討してもらいたいと思います。

市の考え方

市の中核機関（長寿介護課）の窓口では、執務時間内であればいつでも御相談をお受けできる体制としていますので、お急ぎの場合は、まずはお電話をいただければと考えています。限られた時間や体制ではありますが、できる限りの支援をさせていただきます。

5 申立支援について

権利擁護ニーズにいち早く気づくことができる立場である介護支援専門員や相談支援専門員との連携は、成年後見制度利用促進の重要な観点です。

しかし、介護支援専門員ならびに相談支援専門員は、業務過多であることが多く、慣れない上に、手続きが煩雑に感じる成年後見制度の導入に対して少なからず抵抗感を有しています。

中核機関が、相談から申立支援までワンストップで行う姿勢を積極的に打ち出せば、介護支援専門員や相談支援専門員はニーズを適切なタイミングで繋ぐことができ、制度の利用促進が期待できます。申立支援に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

市の考え方

成年後見制度の利用促進を進めていくためには、地域全体での見守り体制を構築し、権利擁護支援が必要な人を早期に発見して、相談対応を行っていくことが重要であり、そのためには、中核機関が中心的な存在であるとともに、地域の権利擁護、医療、福祉、介護の専門職、関係団体等との連携が不可欠です。

貴会の御意見のとおり、中核機関が相談から申立支援までワンストップで進めていくために、関係機関や専門職と情報共有を図りながら、より一層連携を強化していくよう努めます。

6 受任会議について

月1度程度の受任会議を必須とすると後見人選任まで時間を要することになります。迅速な対応を要する事案については柔軟な対応方法も検討してもらいたいと思います。

市の考え方

本文【地域連携会議の運営】で「月1回及び随時」としており、必要であれば、月に複数回の受任調整会議の開催を可能とするよう措置しています。貴会の御意見のとおり、事案に迅速かつ柔軟に対応できるよう進めていきます。

7 利用支援事業について

成年後見制度は、利用者本人にとっては、報酬の負担感が大きく、制度利用促進を阻害しています。介護保険や障害福祉サービスと同じ理念を掲げながらも、それらの制度と異なりその経済的負担が公的に保障されているとは言い難い状況です。

誰もがなり得る判断能力の低下という状況に対して手当てするための成年後見制度が全額自己負担であることによって、安心して利用出来ない状況があります。

少なくとも県内他市と同様に、財産が多額ではなく、低所得である方に対しては、成年後見制度利用支援事業の助成基準を分かりやすく示していただくようお願いいたします。

市の考え方

世帯員の数、収入、預貯金、土地家屋などの財産・収入の状況などが個人ごとに異なるなかで、一律でわかりやすい基準を設けることが困難であることから、現在のような助成基準を定めていますが、助成基準等によって利用の促進が妨げられることがないよう、今後、助成基準等のあり方については、他市の状況を調査研究していきます。

8 市民後見人の養成について

玉野市では従前から市民後見人の養成が未着手です。県内他市町村は、人口規模が玉野市より小さい市町でも市民後見人登録者数が10名を超えているなど、育成が着実に進んでいます。

玉野市にはボランティア意識の高い人材も多く、権利擁護に関しても日常生活自立支援事業における生活支援員という形態で市民が活躍しており、新規希望者も出ている状況です。

そのような状況を鑑み、本計画においては、養成・登録のロードマップと目標数値、ならびにその具体的な支援体制像を盛り込んでいただき、市民後見人を志望する市民が安心して手を挙げる事ができるようお願いいたします。

また、養成した市民後見人の研鑽のために、登録後も研修等の支援体制を構築していただけますようお願いいたします。

さらに、市民後見人が求められる理由に関して、専門職後見人の不足だけではなく、地域福祉の視点から、市民が後見業務を行うことの意味と意義を記載いただくようお願いいたします。

市の考え方

市民後見人については、本文【3-2】及び「重点的に取り組む事項」の1中核機関の設置（3）①「担い手の育成・活動の促進」ところで定めています。

貴会の御意見のうち、ロードマップ、数値目標についてですが、先行して市民後見人の育成事業を実施してきた県内市町村であれば、積み上げてきた実績をもとに新たなKPI（重要業績評価指標）を設定することが可能であると思われます。

しかしながら、本市における市民後見人等の担い手の育成や活動の支援については、これから新規に枠組み作りに着手していくことから、KPI（重要業績評価指標）における

評価項目の設定が難しく、現段階で数値目標は定めないこととし、今後の本計画見直しの段階で、国や他の市町村の取組を踏まえた標準的な KPI を設定していくことが望ましいと考えています。

既に全体の4分の1の市町村で、国庫補助事業などを活用し、市民後見人の育成に取り組んでいますが、育成研修の終了者数に占める後見人等の受任者数の割合も1割程度にとどまるなど、市民後見人が十分に育成・活用できていない状況です。

まずは、貴会の御意見のとおり、市民後見人としての活躍を希望し、社会貢献を果たしていきたいと望む市民に対して、その担い手育成のプログラムをわかりやすく提示できるよう、国、県及び家庭裁判所と連携した取組を進めていきます。今後、具体的な内容が決まり次第、幅広く市民や関係者にお知らせしていきます。

また、市民後見人については、担い手の確保や適切な後見人等を選任する観点とともに、地域住民同士が支え合う地域共生社会の実現に向けた地域福祉の観点からも、その育成・活用の推進が期待されるところです。

したがって、貴会の御意見のうち「市民後見人が求められる理由」については、基本方針3の1現状と課題（4）に追記させていただきます。

②団体 B

1 成年後見制度に関する普及・啓発の強化
制度の利用が低調な原因の一つとして、制度の周知不足に原因があると思われます。潜在的な利用者の層に制度を知ってもらえるよう取り組みを強く推進していただければと思います。
市の考え方 御意見のとおり施策を進めていきます。そのためには利用者の層だけでなく、それらの方々を取り巻く保健・福祉・医療の関係者の方々への周知・啓発が必要であると考えており、具体的には、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護支援専門員、介護施設、障害者施設、民生委員、愛育委員等へ成年後見制度の利用促進のためのパンフレットを持参し、啓発していきます。そのような取組から潜在的な利用者ニーズの掘り起こしを推進していきます。
2 関係機関の連携体制構築
岡山家庭裁判所（玉野出張所）にもネットワークに参画いただけるようお願いします。
市の考え方 岡山家庭裁判所（玉野出張所）は、被後見人等との利害関係者であることから、本計画の審議会にはオブザーバーとして参加いただいております。今後も同様の立場で審議会へ参加いただくこととしております。
3 市長申立ての適切な実施
市長申立ての積極的な運用が出来るよう体制強化（人員増と人材育成）をお願いします。
市の考え方 貴会の御意見のとおり、今後のそのような対応が必要です。市長申立ての業務は、老人福祉法、知的障害者福祉法などの法律に定められた地方公共団体の事務です。本文の現状でお示ししているとおおり、市長申立て件数は、年々増加しており、今後も増加していく見込みですので、当該事務の適切な執行が常に可能となるよう、職員等の体制の整備と強化を進めていきます。
4 利用支援事業の改善
成年後見制度利用支援事業の要件について、市民からわかりやすい要件（財産・年収）を示していただき、必要な市民が利用控えしないよう、改善していただければと思います。
市の考え方 世帯員の数、収入、預貯金、土地家屋などの財産・収入の状況などが個人ごとに異なるなかで、一律でわかりやすい基準を設けることが困難であることから、現在のような補助基準を定めていますが、助成基準等によって利用の促進が妨げられることがないよう、

今後、助成基準等のあり方については、他市の状況を調査研究していきます。

5 後見人等の支援と相談対応

後見人が選任されても、行政からの支援が継続的に必要なケースについて、中核機関が地域の社会資源をチーム形成し、チームで本人を支えていく体制を整えていただければと思います。

市の考え方

貴会の御意見のとおりです。今後、成年後見制度に利用事案は、さらに増加していくことになる見込みであり、この計画の見直し時期における成年後見制度利用促進の重点課題は、適切な受任者調整の業務から後見人等の支援にシフトしていくものと見込んでいます。

そのため、中核機関が様々な専門分野で構成する地域連携会議の社会資源を活用し、本人、後見人及びチームをバックアップする支援体制を現時点から適切に構築していく必要があると考えています。

6 意思決定支援の普及

意思決定支援の考え方と方法が普及し本人の意思が最大限尊重されるよう、後見人をはじめとして、医療・介護・福祉関係者に対する普及啓発活動を推進していただければと思います。

市の考え方

高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援については、本文【1-4】に記載しています。先日、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に沿った「後見人等への意思決定支援研修」が国により開催され、全国の中核機関職員等が受講している状況です。今後、この研修内容を踏まえ、後見人等のもとより医療、介護、福祉関係者に対して、強力的に普及啓発活動を推進していきます。

7 市民後見人の研修・育成・活用/法人後見の担い手の育成・活動支援

支援のための人的資源として市民後見人の養成・育成を推進し、専門職後見人等との地域ぐるみの組織型後見（法人後見）の仕組みなど、担い手の育成、支援や組織化等の取り組みを推進するため年次と数値目標のある計画策定をしていただければと思います。

市の考え方

先行して市民後見人の育成事業を実施してきた県内市町村であれば、積み上げてきた実績をもとに、新たに策定する成年後見利用促進計画で年次ごとのKPI（重要業績評価指標）を設定することが可能であると思われます。

しかしながら、本市における市民後見人等の担い手の育成や活動の支援については、これから新規に枠組み作りに着手していくため、何の実績のないなかでKPIにおける評価項目を選定し、それを数値化することが困難であることから、現段階では数値目標等

を定めないこととしています。

今後の本計画見直しの段階で、国や他の市町村の取組を踏まえた KPI を設定していくことが望ましいと考えています。

8 中核機関職員への社会福祉士の登用

本計画の基本理念、基本方針は、社会福祉士の倫理綱領・行動規範に通じるところがあり、中核機関の運営を担う専門職として社会福祉士が最も相応しい人材と思われます。運営体制が安定的かつ継続的に推進できるよう、職員の身分保証（正規・専門職採用）も含めた財政措置の強化をお願いできればと思います。

市の考え方

貴会の御意見のとおりです。現在、市でそのような取組を進めています。中核機関に求められる機能として広報、相談、利用促進機能、後見人支援等があります。これらの業務を円滑に遂行していくためには、社会福祉士を始めとした専門職の配置が不可欠であると考えていますので、今後、中核機関へ専門的見地を持った職員の登用に努めます。